

JA カード（一体型）規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>1 JA カード（一体型）</u> （１）<u>JA</u> カード（一体型）とは、当組合の <u>IC</u> キャッシュカード（ただし「<u>IC</u> カード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「<u>IC</u> カード規定により定められた機能をいい、以下、「<u>IC</u> キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 <u>UFJ</u> ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「<u>JA</u> カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を１枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、<u>JA</u> カード（一体型）のカード券面には「J A C A R D」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および <u>IC</u> キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとします。 （２）<u>JA</u> カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうち <u>JA</u> カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「<u>IC</u> カード規定」、「<u>JA</u> カード（一体型）会員規約」および「<u>JA</u> カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、１枚のみ発行されるものとします。 （３）<u>JA</u> カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 <u>JA</u> カード（一体型）の貯金口座とするものとします。 <u>2 JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止</u> <u>3 JA カード（一体型）の取り扱い</u> （１）利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において <u>JA</u> カード（一体型）を利用する場合は、<u>JA</u> カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示にしたがって、<u>IC</u> キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。 （２）第１項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとします。 <u>4 有効期限</u> <u>5 JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担</u> <u>6 届出事項の変更</u> <u>7 JA カード（一体型）の機能分離等</u> <u>8 JA カード（一体型）の種別変更等</u> <u>9 クレジットカード機能の利用停止等と返却</u> 10 カードの再発行等 11 店舗統廃合 12 情報の管理および同意	<u>1.（JA カード（一体型））</u> （１）<u>JA</u> カード（一体型）とは、当組合の <u>IC</u> キャッシュカード（ただし「<u>IC</u> カード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「<u>IC</u> カード規定」により定められた機能をいい、以下、「<u>IC</u> キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 <u>UFJ</u> ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「<u>JA</u> カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を１枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、<u>JA</u> カード（一体型）のカード券面には「J A C A R D」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および <u>IC</u> キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとします。 （２）<u>JA</u> カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうち <u>JA</u> カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「<u>IC</u> カード規定」、「<u>JA</u> カード（一体型）会員規約」および「<u>JA</u> カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、１枚のみ発行されるものとします。 （３）<u>JA</u> カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 <u>JA</u> カード（一体型）の貯金口座とするものとします。 <u>2.（JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止）</u> <u>3.（JA カード（一体型）の取り扱い）</u> （１）利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において <u>JA</u> カード（一体型）を利用する場合は、<u>JA</u> カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に<u>従</u>って、<u>IC</u> キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。 （２）第１項<u>および第２項</u>において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとします。 <u>4.（有効期限）</u> <u>5.（JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担）</u> <u>6.（届出事項の変更）</u> <u>7.（JA カード（一体型）の機能分離等）</u> <u>8.（JA カード（一体型）の種別変更等）</u> <u>9.（クレジットカード機能の利用停止等と返却）</u> <u>10.（カードの再発行等）</u> <u>11.（店舗統廃合）</u> <u>12.（情報の管理および同意）</u>

JA カード（一体型）規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
13 規約および規定の準用	<u>13. (規約および規定の準用)</u>
14 本規定の変更	<u>14. (「本規定」の変更)</u>
(令和 <u>7</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日現在)	(令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)